

意見書案第2号

平成26年3月17日提出

提出者 松山市議会議員 小崎 愛子  
杉村 千栄  
宮内 智矢  
梶原 時義  
武井 多佳子  
篠崎 英代  
中村 嘉孝

平成26年3月20日 否決

日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書について  
日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書を次のとおり提出する。

記

日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書

アジア・太平洋戦争の終結から68年が経過した今も、戦争により被害を受けた人々の傷はいやされていない。旧日本軍「慰安婦」問題は、女性の人権、人間の尊厳にかかわる重大な問題である。

旧日本軍によって、「慰安婦」とされた多くの女性たちに対し、政府は、いわゆる「河野談話」や「アジア女性基金」などによる取り組みを行ってきたが、被害女性自身からは受け入れられるには至っておらず、新たな被害の声も出てきている。また国際社会も日本政府が誠実に対応することを要請している。

2007年7月には、アメリカ議会下院が「謝罪」を求める決議を全会一致で採択したのをはじめ、オランダ、カナダ、フィリピン、韓国、EUなどにおいても同様の決議が採択されている。

また、昨年5月31日、国連の人権条約に基づく拷問禁止委員会より、「公人による事実の否定、否定の繰り返しによって、再び被害者に心的外傷を与える意図に反論すること」を求める勧告を受けるなど、国連自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会、ILO専門家委員会などの国連機関から、繰り返し「慰安婦」問題の解決を促す勧告を受けている。

そのことを踏まえ、被害女性に対し再びその声を聞き、調査分析を進め、必要に応じ理解ある補償を行い、名誉と尊厳を回復することは、国際社会に対する我が国の責任であると言える。

また、被害女性たちは既に高齢で訃報が相次ぐなどの状況があるため、人道上からも、政府による早急な対応が必要である。

これらの状況も鑑み、国におかれては、旧日本軍による「慰安婦」問題の解決を図るため、下記事項について、誠実に実行するよう、強く要望する。

## 記

- 1 日本政府は「河野談話」を踏まえ、その内容を誠実に実行すること。
- 2 日韓両国間の意見の相違が外交で解決できない場合についての手続きを定めた日韓請求権協定第3条にもとづき、ただちに韓国政府と協議を開始すること。
- 3 旧日本軍による「慰安婦」問題の真相解明を更に進め、人々の理解を深めるとともに、世界が同様の過ちを犯さないために、歴史の事実と教訓の次世代への継承に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
外 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
内 閣 官 房 長 官